健康保険等資格取得・喪失確認書

被 保	氏 名					生	年月日				年	月	日	
険 者	住 所													
保	□ 全国健康] 全国健康保険協会			支部			E	記号					
険				健康保険組合			の記号番号		番号					
者			共済組合			基礎年金番号								
名			国保組合			录 険者番号	<u>1</u>							
取	取得・喪失者の氏名			生年月日			資格取 資格到				資格喪失の理由			
本人					———	日	:	年	月	日				
人					+ Л	Н	:	年	月	日				
被				左	手 月	日		年	月	日	□ 退職 年 月	月	日 退職	
								年	月		※資格喪気	失日は退	財間の翌日	
				年	手 月	日		年 ,	月	日				
								年	月	<u>目</u>	□ 被保険 年	月	日 死亡	
扶			₹ 月		日		年 —— 年	月 月 月	日日日	□ 扶養非 理由:] 扶養非該当			
養								<u>+</u> 年		日	连田·			
				左	年 月	日		<u>'</u> 年			□ 後期高齢者医療移行		療移行	
者				,				<u>·</u> 年		日	□ その他 理由:	ļ		
				年月		日	年		月	日	连田·			
				<i>‡</i>	年月		:	年	月	日				
				_	+ л	日	:	年	月	日				
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月												E	∃	
			事業層	听所在地										
事業所名・代表者名														
			電話	番号										

国民健康保険の手続きについて

- ◎国民健康保険に加入(または脱退)するときは、職場等の健康保険の資格を喪失(または取得)してから、14日以内に届出をしてください。
- ◎国民健康保険は、加入の届出をした日からではなく、<u>職場等の健康保険の資格を喪失した日から</u>の加入となります。届出が遅れた場合でも、加入資格が発生した日まで遡って保険税がかかります。

【加入・脱退の手続きに必要なもの】

【世帯主本人が窓口に来られるとき】

- 1. 世帯主の印鑑
- 2. 世帯主及び届出に係る被保険者の個人番号が確認できるもの (個人番号カード、通知カードなど)
- 3. 世帯主の本人確認書類(※1)
- 4. 健康保険等資格取得・喪失の日が確認で きる書類(本書表面)

【世帯主以外の方が窓口に来られるとき】

- 1. 世帯主の印鑑
- 2. 世帯主及び届出に係る被保険者の個人番号が確認できるもの (個人番号カード、通知カードなど)
- 3. 窓口に来られる方の印鑑
- 4. 窓口に来られる方の本人確認書類 (※1)
- 5. 健康保険等資格取得・喪失の日が確認で きる書類(本書表面)
- 6. 2 がない場合は「世帯主の保険証又は委 任状」
- 7. 窓口に来られる方が世帯主と同一の世帯 員でない場合は「委任状」

※1 本人確認書類は、免許証、個人番号カードなど顔写真入りのものは1点。保険証、年金 手帳など顔写真の無いものは2点必要です。

> ●南部町国民健康保険の手続きについては・・・ 南部町健康こども課 TEL 0178-76-3323 内線243 FAX 0178-76-3904